

令和7年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業実施要領

1 趣旨

この実施要領は、市の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池をリース方式により導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、事業者をプロポーザル方式により公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名称 令和7年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業
- (2) 事業場所 別添仕様書のとおり。
- (3) 事業期間 別添仕様書のとおり。

3 予定金額（上限額）

別添仕様書別紙1 導入候補施設一覧に記載する「契約の区分及び予定金額（上限額）」の欄に定める額とする。

本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業の活用を前提として行う。同交付金相当額については、事業予定者に対し、新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱（令和5年8月21日市長決裁）に基づく補助金（補助上限額 29,234,000 円）として交付することを予定している。予定金額（上限額）は、同補助金を控除した積算である。

4 参加資格

- (1) 競争入札参加資格者名簿に登録されている法人又は契約の締結までに登録を得る見込みの法人であること。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (4) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

の資格を有する者を含めること。

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事由があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

5 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。また、以下(1)～(4)の他に市が別途書類の提出を求めることがある。

なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

(1) 企画競争参加申請書（様式1）

(2) 会社概要（様式2）

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 電気主任技術者の資格証の写し

イ 登記事項証明書、印鑑証明書

- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 貸借対照表及び損益計算書
- オ 納税証明書（法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

(4) 企画提案書

- ア 事業の実施内容（様式 4－1）
- イ 事業実施体制（様式 4－2）
- ウ 過去の類似業務実績（様式 4－3。実績を有する場合に提出する。）
- エ チェックリスト（様式 5）

6 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式 4－1）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、全施設における 1 年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成 29 年 2 月環境省地球環境局公表）で定められている $0.579 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ を使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められて

いる荷重（風圧、積雪、地震等）に耐え得る構造であること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・ 非常時・停電時のシステム構成図
- ・ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ リース料金及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・ リース料金は契約ごとに事業期間中は均等払いとし、市が提示した予定金額（上限額）を基に、新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金を活用した場合の料金を提案すること。
- ・ 本事業の実施に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。
- ・ エで見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案し、削減額の考え方、条件を付記すること。
- ・ リース期間が終了し、市が設備の無償譲渡を受けた後、10年間当該設備を運用することとした場合に、市が負担すべき保守、維持管理費用（機器の交換を含む。）の概算額について付記すること。

(2) 事業実施体制（様式4-2）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内の業者の活用の提案（活用することができる場合に記載する。）

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業期間中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ク 事業実施に関する保証

設備の導入及び事業期間中において設定する全ての保証内容

(3) 過去の類似業務実績（様式4-3）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い。）。

(4) チェックリスト（様式５）

様式４－１及び様式４－２に記載をしたものに○をつけること。

7 企画提案書作成に当たっての留意事項

- (1) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A４縦版横書きを基本とすること。一部A３版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (4) 両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (5) 様式４－１～様式４－３は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める図表等を記載してもよい。

なお、読み取りやすい文字サイズ等に留意すること。

- (6) 表紙を付け、表題を記載すること。
- (7) 提出できる企画は、１提案者につき１案までとし、複数案の提案は認めない。また、１案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

ア 企画競争参加申請書（様式１）、会社概要（様式２）、参加資格に係る書類：各１部

イ 企画提案書：１０部（正本１部、副本９部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式１）、会社概要（様式２）、参加資格に係る書類：令和７年５月９日（金）午後５時（必着）

- ・ 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・ 参加資格の審査を行い、令和７年５月２０日（火）までに結果を通知する。
- ・ 提案資格があると認めた者に対し、各施設の図面、構造計算書又は構造計算概要書、各施設の１年間の電力使用量の３０分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報等を提供する。

- ・ 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、下記(3)へ連絡すること。

イ 企画提案書：令和7年6月20日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所本庁舎3階
新座市 市民生活部 環境課 ゼロカーボン推進室 担当：戸田、吉田
Tel：048-423-0792 Fax：048-477-1128
郵送又は直接持参とする。

(4) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けた後、事業予定者として確定とし、契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式6）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年4月25日（金）から5月9日（金）午後5時まで

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「新座市公共施設太陽光発電設備等導入事業に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課のEメールアドレス（kankyoushou@city.niiza.lg.jp）に提出すること。

(2) 回答

令和7年5月20日（火）午後5時までに、市ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。
なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、

回答に対する再質問は原則受け付けない。

10 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、実施委員会において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

企画競争の公募開始	4月25日（金）
質問受付	4月25日（金）～5月9日（金） 午後5時
企画競争参加申請書、会社概要、 参加資格に係る書類の提出期限、 施設見学申込み期限	5月9日（金）午後5時
対象施設に係る資料の提供	参加申請書提出者に随時提供する。
参加資格審査結果決定通知送付 質問に対する回答のホームページ への掲載	5月20日（火）までに行う。
施設見学期間	5月27日（火）～30日（金）を 予定（別途通知する。）
企画提案書の提出期限	6月20日（金）午後5時
一次（書類）審査	7月2日（水）予定
二次（ヒアリング）審査	7月16日（水）予定
事業予定者の発表	二次審査の1週間後を予定

(2) 施設見学

市が参加資格を認めた事業者を対象に、上記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和7年5月9日（金）までに担当者へ電話又はEメールで申し込むものとする。

なお、施設見学に当たっては、環境課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学は、令和7年5月27日（火）から30日（金）までで申し込みが

あった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

(3) 一次（書類）審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。

ア 日時

令和7年7月2日（水）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は3者程度とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

(4) 二次（ヒアリング）審査

ア 日時

令和7年7月16日（水）予定

イ 会場

新座市役所会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者当たりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(5) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、二次（ヒアリング）審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

1.1 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類につ

いて、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

1 2 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、実施委員会が不適切と判断したとき。